

建築物飲料水水質検査業の記載例

登 録 申 請 書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

住 所 大分県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名又は名称 株式会社 〇〇メンテナンス

代表者の住所及び氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

代表取締役 大分太郎

事務所 TEL 000-000-0000

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

| | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 登録区分 | 建築物飲料水水質検査業 |
| 2 営業所の所在地及び名称 | 大分県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇環境化学 |
| 3 営業所の責任者の氏名 | 大 分 太 郎 |

第4号様式（第4条関係）

設 備 及 び 機 器 名 簿

令和 年 月 日現在

| 名 称 | 型 式 | 数 量 | 購 入 年 月 |
|---|------------------|-----|---------|
| 高圧蒸気滅菌器 | 〇〇社K T M-3 0 | 1 | 令和〇〇年〇月 |
| 恒温器 | 〇〇社K P-4 0 D | 1 | 令和〇〇年〇月 |
| フレイムレスー原子吸光光度計 又は誘導結合プラズマ発光分光分析装置 又は誘導結合プラズマー質量分析装置 | 〇〇社S-4 5 0 | 1 | 令和〇〇年〇月 |
| イオンクロマトグラフ | 〇〇社S T Y-2 0 0 | 1 | 令和〇〇年〇月 |
| 乾燥器 | 〇〇社S C K-1 0 0 0 | 1 | 令和〇〇年〇月 |
| 全有機炭素定量装置 | 〇〇社T O C-1 0 0 | 1 | 令和〇〇年〇月 |
| p H計 | 〇〇社A S-1 4 1 | 1 | 令和〇〇年〇月 |
| 分光光度計又は光電光度計 | 〇〇社U V-1 2 1 | 1 | 令和〇〇年〇月 |
| ガスクロマトグラフー質量分析計 | 〇〇社G-7 0 0 0 | 1 | 令和〇〇年〇月 |
| 電子天秤 | 〇〇社A F-1 5 8 | 1 | 令和〇〇年〇月 |

(注) 検査室、機械器具の専用保管庫（鍵付き）の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面を添付すること。

第5号様式（第5条関係）

監督者等名簿

令和 年 月 日現在

| 監督者、実施者等の別 | 氏 名 | 業 務 範 囲 | 経験年数 | 資 格 の 種 別 | 資 格 取 得 年 月 日 |
|------------|---------|-------------|------|--|--|
| 水質検査実施者 | 大 分 三 郎 | 飲料水水質検査業務全般 | 17年 | 〇〇大学〇〇学部 〇〇科卒業 資格名、学位 実務経験〇〇年 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※実務に係る資格要件を満たした日 |

- 注1 「監督者、実施者等の別」欄には、清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は飲料水貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業の場合はねずみ昆虫等防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者について記入する。
- 2 「業務範囲」の欄には、監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を書く。
- 3 「資格の種別」欄には〇〇講習会終了、建築物環境衛生管理技術者等と記入する。

作業実施方法等

令和 年 月 日現在

| 作業班編成 | 作業班 | 監督者等 | 使用する機械器具 |
|-------|---|-------------|--|
| 作業班編成 | 第1班 構成員5名 (責任者1名、従事者4名) | 実施者 大分三郎 | 高圧蒸気滅菌器、恒温器、フレイムレスー原子吸光光度計（誘導結合プラズマ発光分光分析装置、誘導結合プラズマ質量分析装置）、イオンクロマトグラフ、乾燥器、全有機炭素定量装置、pH計、光電光度計、ガスクロマトグラフ質量分析計、電子天秤 |
| 作業手順等 | <p>1 試料の採取は、あらかじめ洗浄した容器を試料水で数回すすいでから、瓶に空間を残さないよう採取する。細菌検査用試料は、滅菌済の容器を使用し、汚染に注意して採取する。</p> <p>2 水質検査は試料の採取後、保冷箱等を用い速やかに検査室に搬入して行う。また、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存する。</p> <p>3 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行う。</p> <p>4 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫に保管する。</p> <p>5 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管する。</p> <p>6 検査室は、管理責任者を選任し、整理及び清掃を行う。なお、室内一般の清掃については、業者に委託して行う。 管理責任者氏名 ○○○○</p> <p>7 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に関する作業報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡し、1部を保存責任者を選任し自社で5年間保存する。 保存責任者氏名 ○○○○</p> | | |

作業実施方法等

令和 年 月 日現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自らが実施する。

これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名（法人にあっては、名称）等を、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有する者（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が前様式「作業手順等」の1から7までに掲げる要件を満たしていることを常時確認し、検査結果の保存は自ら実施する。

苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。

苦情及び緊急の連絡に対しては、水質検査実施者が迅速に対応し、処理後は建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者に対して速やかに報告する。

（連絡・対応体制）

事務所に連絡有→水質検査実施者及び代表者に連絡→水質検査実施者が（必要に応じて従事者とともに）迅速に対応→処理状況を建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者に報告